

# 令和5年度税財政等に関する提案

- 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等
- デジタル田園都市国家構想の推進等
- 税制抜本改革の推進等

令和4年10月  
全国知事会

## 地方一般財源総額の確保・充実

- 今後、社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、令和5年度においても、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、充実すること。
- 今後、出産・育児等における伴走型相談支援の充実など、子ども支援策の恒久的な充実を実施する場合には、その地方負担分については、恒久的な税財源を確保すること。

# 地方行財政改革の推進と地方財源の確保による持続可能な地方行財政基盤の確立

## 地方行財政改革の推進

- 自治体DXや自治体間の広域連携・協力の推進、財政マネジメントの強化を引き続き推進し、自治体が将来展望を持って行政サービスを適切に実施できるよう、**持続可能な行財政基盤を確立**することが重要。

### ① 自治体DXの推進

- 「デジタル田園都市国家構想」の理念や国の支援策等を自治体と共有するため、「**自治体DX推進計画**」を改定。国の取組と歩調を合わせた**自治体DXの取組を強力に推進**。
- 自治体と外部人材のマッチング機能の強化など**自治体のCIO補佐官等の外部デジタル人材の確保支援を推進**。外部人材同士のネットワークを強化。
- 自治体情報システムの標準化・共通化については、目標時期である令和7年度に向け、**自治体の円滑な移行を支援**。
- 地域独自の給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に推進できるよう**自治体マイナポイントの全国展開を推進**。

### ② 国と自治体及び自治体間の連携・協力の推進

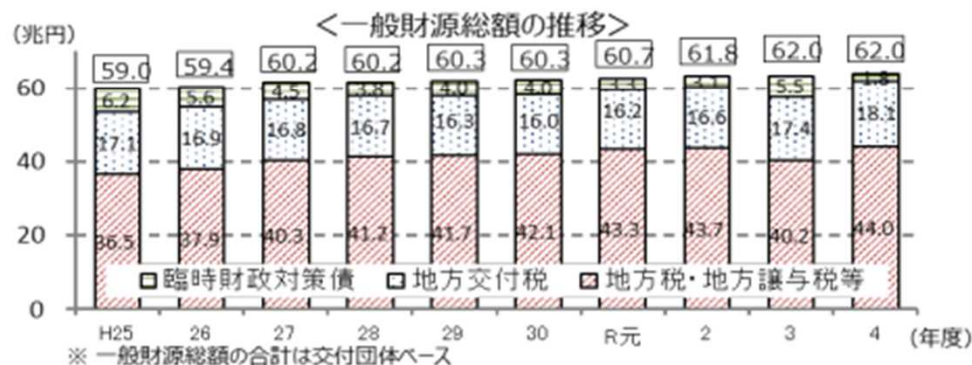
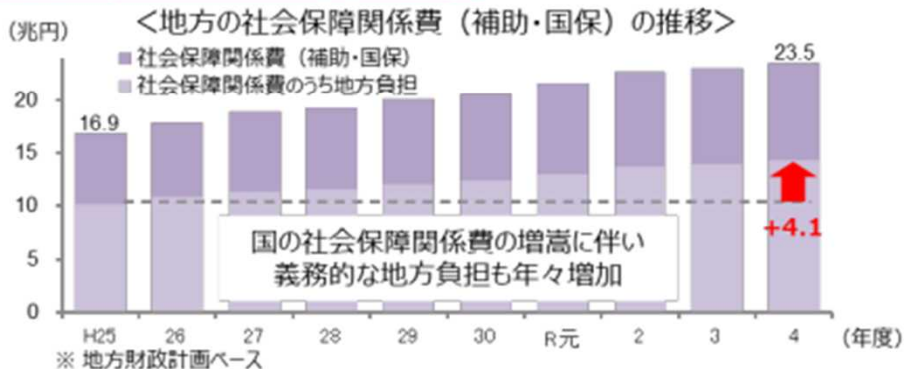
- 第33次地方制度調査会において、**ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と自治体及び自治体相互間の関係のあり方などについて調査審議**。
- 連携中枢都市圏等に加え、核となる都市がない地域における「**地域の未来予測**」に基づく広域連携など、自治体間の多様な広域連携を推進。
- **複数市町村での法定計画の共同策定による連携や連携中枢都市圏等におけるKPIの質の向上を促す取組**を通じ、連携の深化を推進。

### ③ 自治体の財政マネジメントの強化

- 自治体が公共施設等の適正管理に計画的に取り組めるよう、**公共施設等適正管理推進事業債の事業期間を延長**（R4～R8）するとともに、**対象事業を拡充**。
- **上下水道の広域化計画の策定**（～R4）や**公立病院経営強化プランの策定**（～R5）、**経営戦略の改定**（～R7）により、**公営企業の持続可能性を確保**。
- 財務書類情報の比較可能な形での公表や、水道・下水道の**公営企業会計の適用**（～R5）など、財政状況の見える化を推進。
- 上記取組を支援するため、**専門アドバイザーを派遣**（500事業）。

## 地方財源の確保

- 今後も社会保障関係費の増加が見込まれる中で、自治体が**住民に身近な行政サービスを安定的に提供**しつつ、デジタルの活用（DX）とグリーン化（GX）の推進、地方への人の流れの創出・拡大、安全・安心な暮らしの実現といった課題に取り組めるよう、2025年度までを対象期間とする「**新経済・財政再生計画**」等に沿って、**自治体が自由に使える一般財源総額を適切に確保**することが引き続き重要。



## 国土強靱化の強化、物流・人流ネットワークの早期整備・活用及び公共施設等の適正管理

- 物価が高騰する中でも「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を着実に実施できるよう、対策完了後も見据えつつ、必要かつ十分な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。



# 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要

## 1. 基本的な考え方

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

## 2. 重点的に取り組む対策・事業規模

○対策数：123対策

○追加的に必要となる事業規模：おおむね15兆円程度を目途

**令和4年度時点：事業規模約7.2兆円**  
(地方税財政常任委員会事務局加筆)

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	おおむね12.3兆円程度
(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]	
(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	おおむね 2.7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]	おおむね 0.2兆円程度
(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]	
(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]	
合 計	おおむね15 兆円 程度

## 3. 対策の期間

○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

## デジタル田園都市国家構想の推進等のための財源確保

- 「まち・ひと・しごと創生事業費」などの地方創生の取組に必要な経費を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すること。
- すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、「地域デジタル社会推進費」などの地方のデジタル改革の実現に必要な経費を拡充・継続すること。



# デジタル田園都市国家構想基本方針の全体像

## 【基本的な考え方～「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して～】

デジタルは地方の社会課題を解決するための鍵であり、新しい価値を生み出す源泉。今こそデジタル田園都市国家構想の旗を掲げ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)を積極的に推進。

- デジタル田園都市国家構想は「新しい資本主義」の重要な柱の一つ。地方の社会課題を成長のエンジンへと転換し、持続可能な経済社会の実現や新たな成長を目指す。
- 構想の実現により、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-beingの実現等を通じて、**デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会**、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。これにより、東京圏への一極集中の是正を図り、**地方から全国へとポトムアップの成長**を推進する。
- 国は、基本方針を通じて、**構想が目指すべき中長期的な方向性を提示し、地方の取組を支援**。特に、データ連携基盤の構築など**国が主導して進める環境整備に積極的に取り組む**。地方は、**自らが目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進**。

## 【取組方針】

### ★解決すべき地方の社会課題

- ・人口減少・少子高齢化  
※出生率 1.45(2015年)→1.33(2020年)  
※生産年齢人口 7,667万人(2016年)  
→7,450万人(2021年)
- ・過疎化・東京圏への一極集中  
※東京圏転入超過数 80,441人(2021年)
- ・地域産業の空洞化  
※都道府県別労働生産性格差  
最大1.5倍(2018年)

デジタル実装を通じて、**地域の社会課題解決・魅力向上の取組を、より高度・効率的に推進**

### ➢ デジタルの力を活用した地方の社会課題解決 (2024年度末までにデジタル実装に取り組む地方公共団体1000団体達成)

- ①地方に仕事をつくる  
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX(キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等)、スマート農林水産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出等
- ②人の流れをつくる  
「転職なき移住」の推進(2024年度末までにサテライトオフィス等を地方公共団体1000団体に設置)、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、サテライトキャンパス等
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる  
母子オンライン相談、母子健康手帳アプリ、子どもの見守り支援等
- ④魅力的な地域をつくる  
GIGAスクール・遠隔教育(教育DX)、遠隔医療、ドローン物流、自動運転、MaaS、インフラ分野のDX、3D都市モデル整備・活用、文化芸術DX、防災DX等
- ⑤地域の特色を活かした分野横断的な支援  
デジタル田園都市国家構想交付金による支援、スマートシティ関連施策の支援(地域づくり・まちづくりを推進するハブとなる**経営人材を国内100地域に展開**)等

### ➢ デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備

2030年度末までの5Gの人口カバー率99%達成、全国各地で十数か所の地方データセンター拠点を5年程度で整備、2027年度末までに光ファイバの世帯カバー率99.9%達成、日本周回の高速度ケーブル(デジタル田園都市スーパーハイウェイ)を2025年度末までに完成など、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の実行等を通じてデジタル基盤整備を推進。

- ①デジタルインフラの整備
- ②マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大
- ③データ連携基盤の構築
- ④ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備
- ⑤エネルギーインフラのデジタル化

### ➢ デジタル人材の育成・確保

デジタル推進人材について、**2026年度末までに230万人育成**。「デジタル人材地域遠流戦略パッケージ」に基づき、人材の地域への遠流を促進。「女性デジタル人材育成プラン」に基づく取組を推進。

- ①デジタル人材育成プラットフォームの構築
- ②職業訓練のデジタル分野の重点化
- ③高等教育機関等におけるデジタル人材の育成
- ④デジタル人材の地域への遠流促進

### ➢ 誰一人取り残されないための取組

2022年度に2万人以上で「デジタル推進委員」の取組をスタートし、今後更なる拡大を図るなど、誰もがデジタルの恩恵を享受できる「取り残されない」デジタル社会を実現。

- ①デジタル推進委員の展開
- ②デジタル共生社会の実現
- ③経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正
- ④利用者視点でのサービスデザイン体制の確立
- ⑤「誰一人取り残されない」社会の実現に資する活動の周知・横展開

(構想の実現に向けた地域ビジョンの提示) 地方の取組を促すため、構想を通じて実現する地域ビジョンを提示。



スマートシティ・スーパーシティ



「デジ活」中山間地域



産学官協創都市



SDGs未来都市



脱炭素先行地域



MaaS実装地域

## 【今後の進め方】

### ○デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)の策定(まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂)

- ・国は、2024年度までの地方創生の基本的方向を定めたまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、構想の中長期的な基本的方向を提示する**デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)を策定**。
- ・地方公共団体は、**新たな状況下で目指すべき地域像を再構築し、地方版総合戦略を改訂し、具体的な取組を推進**。国は、様々な施策を活用して地方の取組を支援。

## 自動車関係諸税の見直し

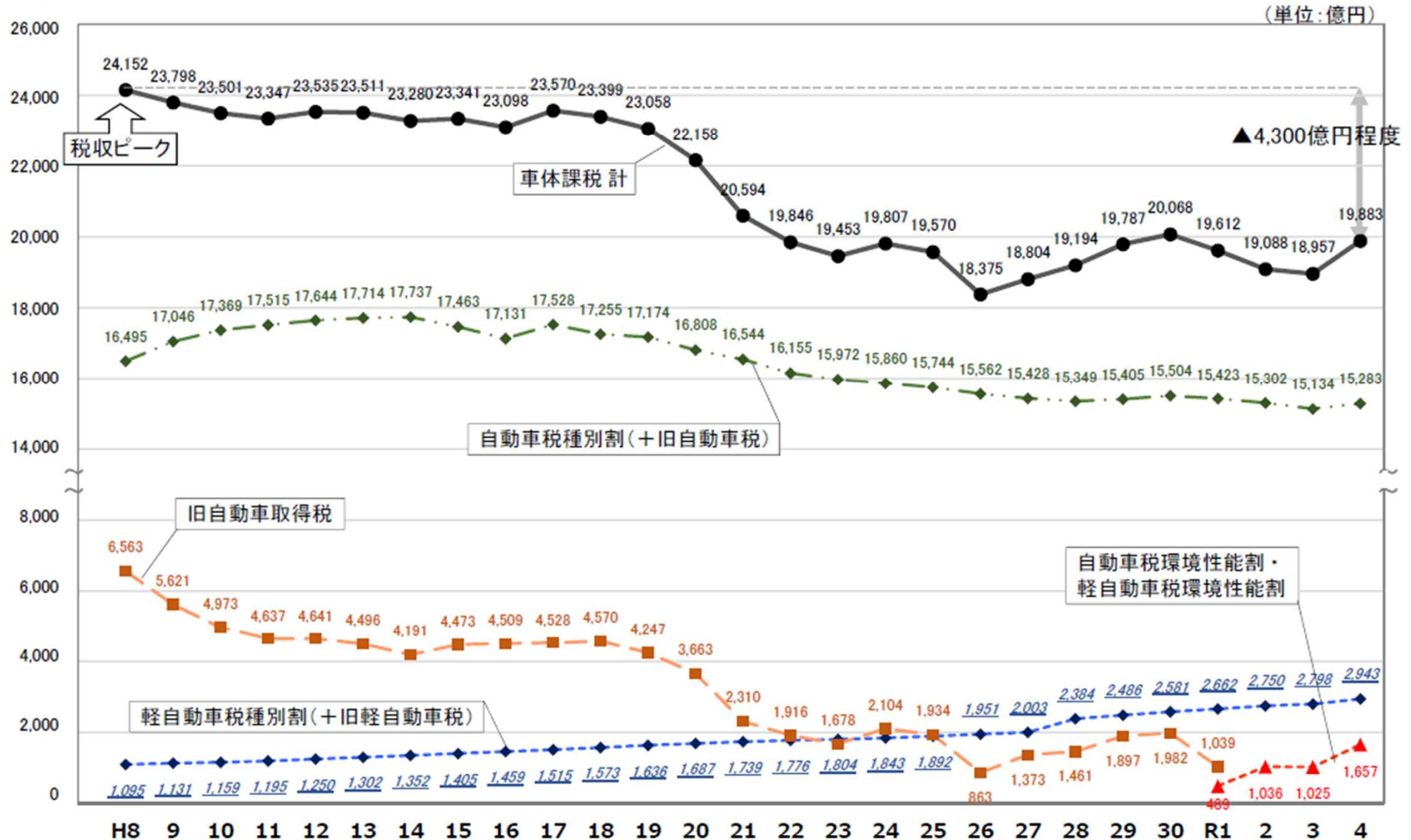
- 自動車税の環境性能割の適用区分及び種別割のグリーン化特例（軽課・重課）の適用期限が令和4年度末までとなる中、環境性能割については、そのインセンティブ機能を一層発揮できるようにするべきであり、また、種別割において電気自動車・燃料電池車に最低税率が適用されていること、グリーン化特例においてハイブリッド車等が「経年車重課」の対象となっていないこと等への対応を検討すべきとの指摘がある。

検討にあたっては、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現を、補助金等を含めた施策全体で積極的に進める中で、地方に多くの雇用を抱える自動車産業への影響に配慮しつつ、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるようにすべきである。



# 車体課税(地方税)の税収推移

- 車体課税(地方税)に係る税収は、平成8年度をピークに減少傾向。
- この間(H8→R4)、登録車販売台数の漸減や、旧自動車取得税におけるエコカー減税の創設(H21)及び税率引下げ(H26)、自動車税種別割の恒久減税(R1)等の影響により、▲4,300億円程度的大幅減となっている。

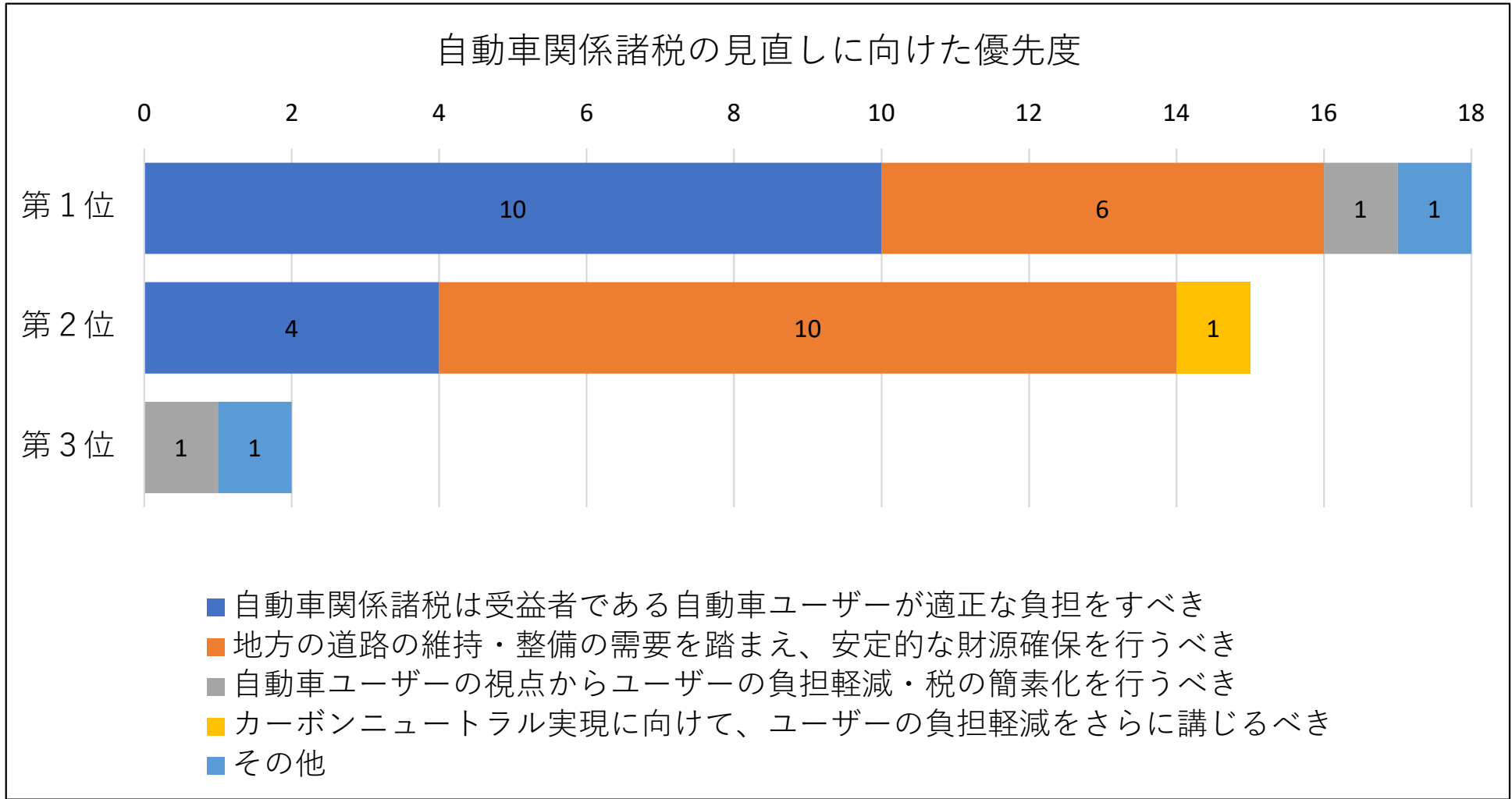


(注) 表中における計数は、令和2年度までは決算額、令和3年度以降は地財計画額による。

(出典: 総務省資料)

- 令和4年4月 全国知事会地方税財政常任委員会の構成都県に対してアンケートを実施
- 全18団体からの回答結果をとりまとめ

## 令和5年度見直しに向けて、優先度が高いと考える項目について（最大3つ）



# 自家用乗用車への課税の比較(ガソリン/ハイブリッド/プラグインハイブリッド/電気・燃料電池)

	ガソリン車	HV	PHV	EV・FCV
<b>自動車税 環境性能割 (適用税率)</b>	<b>【論点1・2】2年ごとに税率区分を見直し</b> 燃費性能等に応じて税率決定 (R12基準85%達成:非課税、75%達成:1%、 60%達成:2%、左記以外・R2基準未達成:3%)		非課税	
<b>自動車税 種別割 (適用税率)</b>	総排気量に応じて税率決定 (1ℓ以下:25,000円、1ℓ超1.5ℓ以下:30,500円、1.5ℓ超2ℓ以下:36,000円、 2ℓ超2.5ℓ以下:43,500円、・・・4.5ℓ超6ℓ以下:87,000円、6ℓ超:110,000円)			<b>【論点3】一律 25,000円 (総排気量1ℓ以下相当)</b>
<b>(グリーン化特例軽課)</b>	適用なし		<b>【論点2】適用あり(2年ごとに適用期限を延長) (取得翌年度分 75%軽減)</b>	
<b>(グリーン化特例重課)</b>	適用あり (初回新規登録から13年 経過車 概ね15%重課)	<b>【論点2】他制度と異なり、 HVであることをもって優遇</b>	適用なし	
<b>自動車重量税 (適用税率)</b>	燃費性能等に応じて税率決定 (免税対象車等※2 本則税率(2,500円)、 上記以外 当分の間税率(4,100円))※1		本則税率 (2,500円)	
<b>(13・18年経過車税率)</b>	燃費性能等に応じて税率決定 (免税対象車等※2 本則税率(2,500円)、 上記以外 当分の間税率(⑬5,700円、⑱6,300円))※1		本則税率 (2,500円)	
<b>(エコカー減税)</b>	燃費性能等に応じて減免 (R12基準120%達成:2回免税、90%達成:初回免税、 75%達成:初回▲50%、60%達成:初回▲25%)		2回免税	

※1 車検期間1年・車両重量0.5t当たりの税額、 ※2 エコカー減税適用基準を満たす車両・当該車両と環境性能が同程度の車両

(出典：全国知事会 新しい地方税源と地方税制を考える研究会(R4.9.30) 資料より)



# 税制抜本改革の推進等

## 社会構造の変化や国際課税ルールの見直し等に応じた地方法人課税の見直し

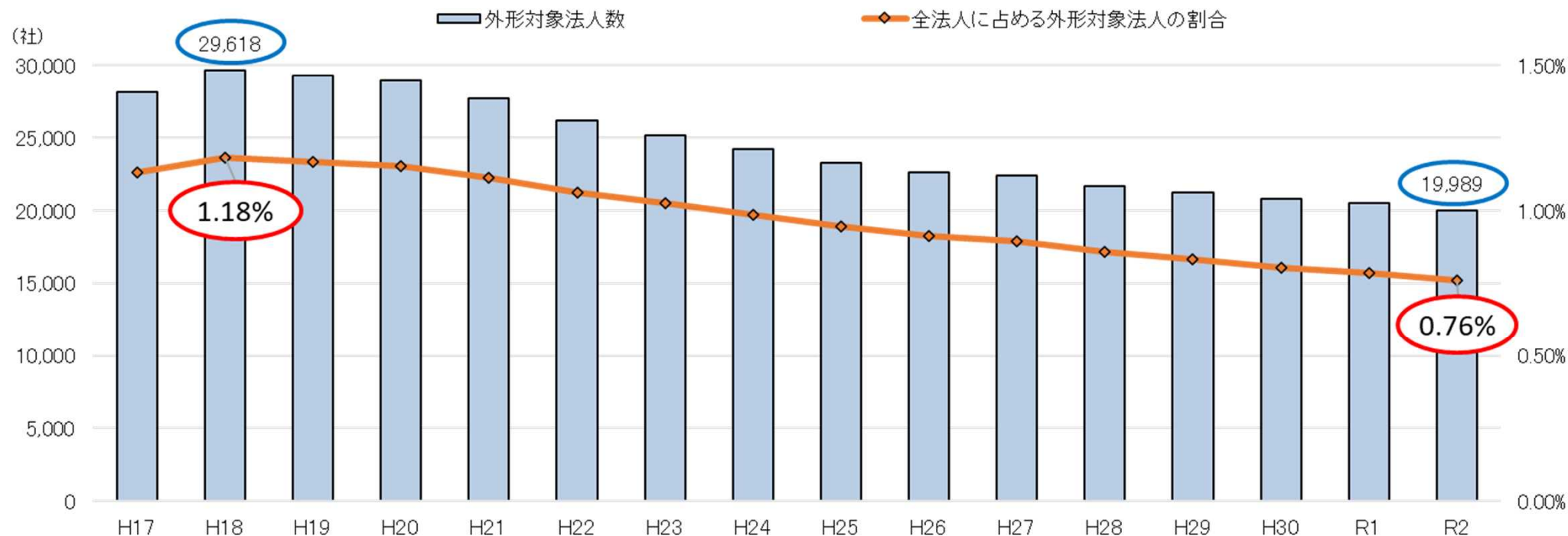
- 外形標準課税は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、税収の安定性等の観点から、2004年度に導入されたが、対象法人数はピーク時の約3万社（2006年度）と比べ、3分の2まで減少している。

外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行うにあたっては、大企業の組織再編に当たり、事業部門を資本金1億円以下の法人としてグループ内に複数設立する例や、減資を行い資本金1億円以下となったが企業規模が変わっていない例が見られるため、地域経済への影響や納税者及び課税庁の事務負担に配慮するとともに、**安定的な税収や税負担の公平性の確保等の観点から、対象法人の設定について事業活動の実態を踏まえて見直すべき**であること。

- 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、多国籍企業の超過利益の一部が日本に配分され課税される場合（いわゆる第1の柱）や国際的に合意された最低税率までの課税を行う場合（いわゆる第2の柱）には、**我が国においては地方法人課税分が含まれると考えるべき**であり、今後、法制度の整備を進めていく際には、納税者の事務負担等にも配慮し、地方税源部分については国が一括徴収して地方へ帰属する仕組みとするなど、適切に制度を構築すべきであること。

# 外形標準課税対象法人数・割合の推移（全国）

- 外形標準課税の対象法人数、その割合とも、平成18年度をピークとして減少傾向が継続。
- 平成18年度と比べて令和2年度は、数では約1万社の減少、割合では2/3に減少。



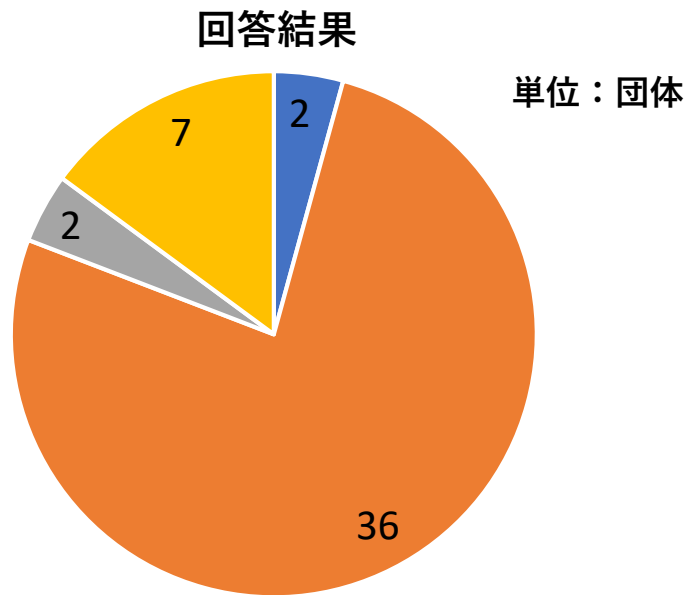
(単位: 社)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
全法人数	2,492,935	2,507,171	2,509,668	2,510,465	2,489,828	2,468,869	2,453,772	2,453,748	2,462,474	2,479,271	2,506,528	2,527,342	2,553,409	2,582,032	2,605,974	2,629,728
うち外形対象法人数	28,158	29,618	29,301	28,943	27,702	26,196	25,176	24,194	23,275	22,624	22,380	21,681	21,225	20,780	20,474	19,989
外形対象法人数の割合	1.13%	1.18%	1.17%	1.15%	1.11%	1.06%	1.03%	0.99%	0.95%	0.91%	0.89%	0.86%	0.83%	0.80%	0.79%	0.76%

※ 「道府県の課税状況に関する調」による。

- 令和4年10月 全都道府県に対してアンケートを実施
- 全47団体からの回答結果をとりまとめ

## 外形対象法人の減少に対応する見直しの方向性について



- ①現行基準を廃止し、新たな基準を考えてはどうか(4%)
- ②制度の大転換を避ける観点から、現行基準は維持しつつ、別の基準と併用する形にしてはどうか(77%)
- ③現行基準の維持でやむを得ないのではないかと(4%)
- ④その他(15%)

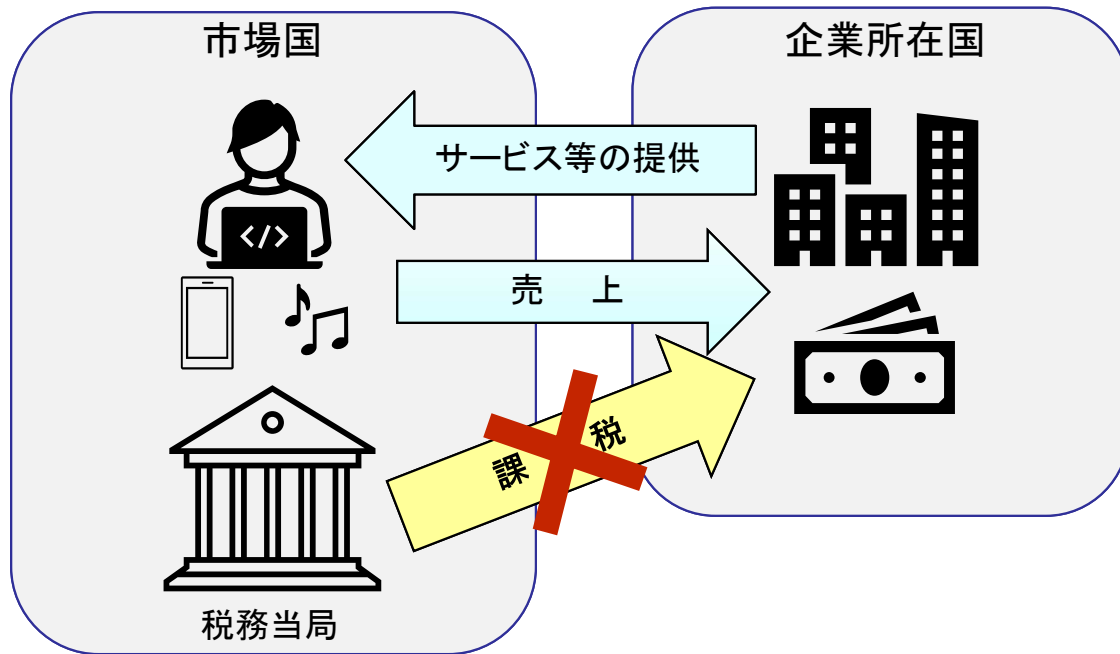
### 「④その他」の意見例

- 地方財源が適切に確保されるようにすることを前提としつつ、納税者にとってわかりやすく、また、課税庁としても適正かつ効率的に課税事務が行えるよう、できる限り簡素な仕組にすべき。(北海道・東北)
- 地方の安定的な税収の確保、税負担の公平性や納税者の負担等に十分に配慮しながら、見直しの方向性等について議論が進められることを期待。(関東)
- 事業税は、事業活動と地方団体の行政サービスの応益関係に着目して課される税であることから、事業税の課税標準は、事業の活動量を端的に表現する外形的なものであることが望ましいと認識。そうした中、外形標準課税の適用について一定の基準を設ける必要がある場合には、当該基準が企業の経済活動における選択を歪めないものとする必要がある。(関東)
- 制度の大転換を避ける観点から、現行制度の基準を変更する、別の基準と併用するなど、大幅な制度変更とならないような形にしてはどうか。(中国)
- 度重なる法人課税制度改正の中で、外形標準課税制度を変更するとなれば納税者に対してさらなる負担や混乱を招く恐れがある。外形対象法人の減少について、税負担や税収確保における影響が不明確な現状においては、積極的に制度改正するものではないと判断。(九州)



# 国際課税ルールの見直し(全体像)

## 現 状



また、税率が低い国を利用した租税回避が存在

### 【これまでの問題点】

- 営業所や工場などの恒久的施設(PE)が存在しない場合、課税できない。
- 軽課税国に利益を移す租税回避等により、適切な課税ができない。

## 国際課税ルールの見直し

### 第一の柱

多国籍企業の利益の一定分を市場国へ配分

市場国への新たな課税権の配分

### 第二の柱

多国籍企業に国際的に同意された最低税率(15%)まで課税

グローバルミニマム課税

OECDを中心に、2021年10月世界136カ国の国・地域で合意

### 今後の国内対応のスケジュール

国際合意に基づき、以下の対応を目指す。

- ・第1の柱  
2023年に多国籍条約を策定、2024年に適用開始
- ・第2の柱  
2022年に国内法整備を行い、2023年ないし2024年の適用開始

- 令和4年10月 全都道府県に対してアンケートを実施
- 全47団体からの回答結果をとりまとめ

## 1 第1の柱について、地方が課税権を行使する根拠

第1の柱について地方が課税権を行使する根拠について、33団体から意見があり、主に、

- ・ 恒久的施設(PE)がなくとも、配分基準の「売上」は、地方自治体が提供するインフラ・公共サービスを基盤として、住民が経済活動を行うため成り立っており、企業もその便益を受けている

などを旨とするものであった。

## 2 第2の柱について、地方が課税権を行使する根拠に係る考え

第2の柱について地方が課税権を行使する根拠について、30団体から意見があり、主に、

- ・ 軽課税国における地方税分を含む実効税率と最低税率との差分が課税対象となるため、地方税分が含まれる
- ・ 軽課税国に子会社等を持つ内国法人への課税であり、国及び地方に課税権がある

などを旨とするものであった。

## 3 その他、国際課税ルールのあるべき姿への地方税の関わり方等に係る意見

国際課税ルールへの地方税の関わり方として、地方に課税権があることを前提に、主に、

- ・ 配分のあり方について、地方相当分も含めて国が徴収し、地方へ配分する仕組みを構築していくことが現実的
- ・ 配分に当たっては、可能な限り各地域の経済活動に見合った適切な帰属となるよう、適切な基準を追究すべき
- ・ 国際課税ルールの国税及び地方税への反映においては、必要以上に制度が複雑にならないよう留意する必要

などの意見があった。